

◎佐賀県条例第21号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～407の2の4 略					1～407の2の4 略				
407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定（以下この号及び次号において「 <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定」という。）の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定を申請する者	<u>長期優良住宅建築等計画</u> 認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる	略	407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第 <u>7</u> 項までの規定による認定（以下この号及び次号において「 <u>長期優良住宅建築等計画</u> 等の認定」という。）の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画</u> 等の認定を申請する者	<u>長期優良住宅建築等計画</u> 認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる	略

改正前				改正後			
			<p>額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額） の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から交付された同項に規定する住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項に規定する確認書により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p>				<p>額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額） の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から交付された同項に規定する住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項に規定する確認書により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p>

改正前				改正後			
			<p>第6条第1項第1号に規定する基準に適合すると評価され、又は確認された計画（以下「適合確認計画」という。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 既存住宅（新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）<u>を増築又は改築する場</u></p>				<p>第6条第1項第1号に規定する基準に適合すると評価され、又は確認された計画（以下「適合確認計画」という。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 既存住宅（新築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）<u>の</u>場合 次に掲げる建築</p>

改正前				改正後			
			<p>合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)～(ケ) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 既存住宅を<u>増築又は改築する場合</u> 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それ</p>				<p>物の床面積 (<u>増築又は改築する場合は、当該部分を含む。</u>)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7)～(ケ) 略</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 既存住宅の<u>場合</u> 次に掲げる建築物の床面積 (<u>増築又は改築する場合は、当該部分を含</u></p>

改正前					改正後				
			<p>それぞれに定める金額</p> <p>(ア)～(ケ)略</p>					<p>む。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>(ア)～(ケ)略</p>	
<p>407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1</p>	略	<p>407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1</p>	略

改正前				改正後			
			<p>号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>増築又は改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(ケ)</p> <p>略</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に</p>				<p>号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)～(ケ)</p> <p>略</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に</p>

改正前				改正後			
			<p>係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>が適合確認計画である場合を除く。) (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>増築又は改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア)～(ケ)</p>				<p>係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>等が適合確認計画である場合を除く。) (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア)～(ケ)</p>

改正前				改正後			
			<p>略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号、第5号又は第6号に係る変更がある場合 (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>増築又は改築時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、</p>				<p>略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号、第5号又は第6号に係る変更がある場合 (1)に定める額に次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた既存住宅</u> 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定</p>

改正前				改正後			
			それぞれ次に定める額を加算した額 (ア)～(ケ) 略				める額を加算した額 (ア)～(ケ) 略
407の5～407の12 略				407の5～407の12 略			
408	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項の規定に基づく普通免許状の授与	略		408	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項及び第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与	略	
409	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	略		409	教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	略	
410	教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免	略		410	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の	略	

改正前					改正後	
許状の授与					授与	
411 略					411 略	
411の2 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請に対する審査	普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を申請する者	教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状有効期間更新申請手数料	3,300円	更新申請のとき		
411の3 教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長の申請に対する審査	普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を申請する者	教育職員普通免許状又は教育職員特別免許状有効期間延長申請手数料	1,700円	延長申請のとき		
412・413 略					412・413 略	

改正前					改正後				
413の2	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。次号及び第413号の4において「改正法」という。） 附則第2条第2項又は第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了の確認の申請に対する審査	教育職員免許状更新講習の課程の修了の確認を申請する者	教育職員免許状更新講習課程修了確認申請手数料	3,300円	確認申請のとき				
413の3	改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状更新講習修了確認期限の延期の申請に対する審査	教育職員免許状更新講習修了確認期限の延期を申請する者	教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料	1,700円	延期申請のとき				

改正前					改正後
413の4 改正法 附則第2条第5 項に規定する免 許状更新講習 を受ける必要が ない者であるこ との認定の申請 に対する審査	教育職員 免許状更 新講習を 受ける必要 がない者 であること の認定を申 請する者	教育職 員免許 状更新 講習受 講免除 認定申請 手数料	3,300円	認定申 請のとき	
414～494 略					414～494 略
備考 略					備考 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1第408号から第410号までの改正規定並びに同表第411号の2、第411号の3及び第413号の2から第413号の4までを削る改正規定は、令和4年7月1日から施行する。